

行政の 焦点



皆様も既知かと思いますが、平成26年10月に愛知県最低賃金が時間額780円から20円アップの時間額800円に改定され、東京都（869円から888円、19円上げ）、

神奈川県（868円から887円、19円上げ）、大阪府（819円から838円、19円上げ）とともに、愛知県も800円の大台になりました。今年の改定では愛知県のほかに埼玉県も時間額785円から17円アップの時間額802円に改定され、全国的には5番目に高い最低賃金になります。また、この12月には特定（産業別）最低賃金も

改定を予定しております。皆様の事業場においても、給与データの変更な

どが行われているかと思えます。最低賃金は、憲法第27条第2項「賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める」が法源となり、最低賃金法（労働基準法第28条）が制定されています。最低賃金は普く労働者に適用される賃金です。で、その改定は非組織労働者におけるベースアッ

最低賃金の改定について

プ（ベア）の意味合いを持つものといえます。愛知県の最低賃金は、平成19年20円、平成20年17円、平成21年1円（リマンショック余波）、平成22年13円、平成23年5円、平成24年8円、平成25年22円、平成26年20円とこの間、平均1・91%の上昇改定をしています。

一方、この間の企業における定期昇給以外の賃金上昇（ベア）は1%にも満たない状況でした。「なぜ、最低賃金だけが上がるの？」と疑問を持たれるかもしれません。平成20年7月1日の最低賃金法改正では、第9条第3項で「労働者の生計費を考慮するに当たっては、労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との

整合性に配慮するものとする」とされ、憲法第25条第1項「すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する」にあるナショナルミニマムとの整合を制度として導入しました。この背景には、最低賃金額で得られる収入より、生活保護費の方が多いという、逆転現象が起こっているとの批判があったからです。

話が変わって、最低賃金がない国があります。北欧などの国で高負担の税制と高福祉を実現しています。また、競争政策が盛んな米国などは最低賃金制度がありませんが、最低賃

金の引き上げにはそれほど熱心ではなく、毎年改定は実施していません。次に「なぜ、日本が、ほぼ毎年、地域ごとに改定されるの？」と疑問を持たれるかもしれません。最低賃金制度のない国、最低賃金改定が盛んでない国に共通するのは、「同一価値労働同一賃金」の制度や思想が根付いているからだと言えるでしょう。

翻（ひるがへ）って、わが国では定期昇給など年功賃金などがあり、必ずしも「同一価値労働同一賃金」が定着しているとは言えない状況だと思えます。最低賃金が毎年改定される現実はそのような背景があるのかもしれない。

名古屋北監督署のダイヤルイン

監督 係（方面）

〈052〉 961-8653